

厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年七月一日厚生省令第三十七号） 《抜粋》
（最終改正：令和六年一月十七日厚生労働省令第四号）

（法第二十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第十一条 法第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第八十九条第三号、第六号及び第七号に掲げる事項
- 二 離婚時みなし被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に係る法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間をいう。以下同じ。） 離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬及び第七十八条の十第三号に掲げる事項
- 三 被扶養配偶者みなし被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に係る法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間をいう。以下同じ。） 被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬及び第七十八条の十八第三号に掲げる事項

（訂正の請求）

第十一条の二 法第二十八条の二第一項の規定による訂正の請求（第百八条第一項第三号において「訂正請求」という。）をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 基礎年金番号
 - 三 特定厚生年金保険原簿記録（法第二十八条の二第一項に規定する特定厚生年金保険原簿記録をいう。以下この号において同じ。）が事実でない、又は厚生年金保険原簿（同項の厚生年金保険原簿をいう。）に特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと料する期間（次項第一号において「請求期間」という。）
 - 四 法第二十八条の二第二項において準用する同条第一項の規定による訂正の請求をしようとする者（次項第二号において「第二項請求者」という。）にあつては、死亡した保険給付の受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 請求期間における勤務の状況その他の事実を記載した書類
 - 二 第二項請求者にあつては、次の各号に掲げるいずれかの書類
 - イ 次に掲げる保険給付（厚生労働大臣が支給するものに限る。口において同じ。）を受ける権利について裁定又は支給決定を受けた場合にあつては、その旨を証明することができる書類（当該書類を添えることができないときは、その事由書）
- （1）法第三十七条の規定による未支給の保険給付

- (2) 遺族厚生年金
 - (3) 昭和六十年改正法附則第七十八条第十一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第三十七条の規定及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）第二条各号に掲げる規定による未支給の保険給付
 - (4) 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法による遺族年金及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令第三条各号に掲げる年金たる保険給付
- ロ イの場合以外の場合にあつては、次に掲げる書類
- (1) 死亡した保険給付の受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であつた者と第二項請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）
 - (2) 第二項請求者が婚姻の届出をしていないが死亡した保険給付の受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であつた者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類
 - (3) その他イ（ 1 ）から（ 4 ）までに掲げる保険給付の受給権者であることを証する書類

（法第百条の四第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請等）

第九十七条 法第百条の四第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所（第一条に規定する選択をした場合にあつては、当該選択をした年金事務所）に対してするものとする。

（地方厚生局長等への権限の委任）

第百八条 法第百条の九第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一・二 （略）

三 法第百条の二第二項の規定による資料の提供の求め（訂正請求に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定による資料の提供の求め及び報告の求め（訂正請求に係るものに限る。）

四～十二 （略）

2 （略）